

職員の処分について

令和 7 年（2025 年） 1 1 月 1 7 日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

- 財務部債権管理課 職員（事務職員・男性・56 歳）
（懲戒処分）減給（10 分の 1） 6 か月

2 処分事由等

令和 7 年（2025 年）8 月 28 日から同年 9 月 12 日の期間において、合計 65 分間、勤務時間中に無断で職場を離脱し、さらに令和 5 年（2023 年）10 月 2 日から令和 7 年（2025 年）9 月 19 日の期間、私用の端末を用いて、金融商品取引サイトを少なくとも 613 回閲覧し、その間の職務専念義務を怠ったことが下記に該当するため

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項 「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律…に違反した場合」
- ・第 2 号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

・地方公務員法第 35 条（職務に専念する義務）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」